

# 第1章 計画の基本的な考え方

## 1. 計画策定の趣旨

平成11年6月に施行された男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会について、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と規定しています。

また、宮城県においては、宮城県男女共同参画推進条例に基づき、令和3年3月に宮城県男女共同参画基本計画(第4次)を策定し、男女共同参画社会の実現に向け施策を進めています。本町においても、第6次大河原町長期総合計画・後期基本計画の中で、地域共生社会の進展に向けて男女共同参画推進を位置づけています。

しかし、男女共同参画の取組は少しずつ広がってきていますが、固定的性別役割分担意識、性差に関する偏見や社会制度・慣行等は根強いものがあり、依然として男女共同参画の理念が地域全体に浸透しているとは言えない状況です。こうした状況を踏まえ、地域社会・家庭・教育・職場・防災などの分野でそれぞれが個性と能力を十分に発揮し、生きがいを持って生活できる男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる分野で参画を進めるための指針とする大河原町男女共同参画基本計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は次の位置づけにより策定しました。

- (1)「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけます。
- (2)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3)「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として位置づけます。
- (4)「大河原町長期総合計画・後期基本計画」及び「大河原町女性活躍推進特定事業主行動計画」など、関連する個別計画との整合性を図り策定した計画です。
- (5)国の「第5次男女共同参画基本計画」並びに県の「宮城県男女共同参画基本計画(第4次)」との調和を考慮し、策定した計画です。

## 3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から11年度までの5年間とします。

## 4. 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法に基づき、次の4つの視点を重視します。

- (1) すべての人の人権の尊重
- (2) 男女共同参画の視点に立った制度又は慣行の見直し
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

すべての人の人権が尊重され、共に支え合いながら、性別に関係なく多様な生き方を選択でき、地域社会・家庭・教育・職場・防災などあらゆる場でその能力を発揮し、心身と社会が健康で幸福な状態が継続できるまちになることを目指すため、

## 男女ともに活躍し合う、笑顔続く「Well-being」なまち

を基本理念に掲げ、男女共同参画の実現に努めます。

## 5. 計画の構成

第1章では基本計画の基本的な考え方を、第2章では町の現状を、第3章では男女共同参画推進のための施策を、第4章では基本計画の推進体制を示しました。

第3章においては、男女共同参画実現のための施策をより分かりやすくするために、地域社会、家庭生活、学校教育（幼児教育）、職場、防災の分野に分け、これらの分野ごとに現状及び課題を分析し、目指すべき目標指標を掲げ、施策の方向性を示しました。

第1章 計画の基本的な考え方

第2章 大河原町の現状

第3章 男女共同参画の推進に関する施策

第4章 計画の推進

## 6. 計画とSDGs（持続可能な開発目標）

男女共同参画社会の実現に向けた取組は、SDGsの17のゴール（目標）のうち、「ゴール5 ジェンダー平等を実現しよう」に主に関連します。ほかにも「ゴール3 すべての人に健康と福祉を」、「ゴール10 人や国の不平等をなくそう」、「ゴール17 パートナーシップで目標を達成しよう」などの実現にも関係してきます。男女共同参画社会の実現は、SDGsの目標達成に貢献することにつながります。



## 7. 社会環境の変化

男女共同参画を取り巻く社会環境の変化を意識しながら対応を図っていきます。

### 人口構造・世帯構成の変化

- 人口減少・少子高齢化の急速な進行
- 核家族化・ひとり暮らしの増加
- 未婚化・晩婚化の傾向
- 若年者、特に女性の大都市圏への流出

### 働き方・暮らし方の多様化

- 女性の就労意向の高まり・就業率の上昇
- 正規雇用と非正規雇用の格差の問題
- 長時間労働の社会問題化と働き方改革

### 人生100年時代の到来

- 性別や年齢にとらわれず生涯にわたり活躍する社会
- 人生100年を見据えたライフプラン・経済的自立
- 社会保障・老々介護・8050 問題

### デジタル化の進展

- AI、ビッグデータ、ロボットなど未来技術の普及
- 未来技術による地域課題の解決に向けた動き
- ICT発達や感染防止に伴う在宅ワークの普及
- 情報格差の拡大

### 個性・多様性を認め合う社会

- 性的マイノリティ (LGBTQ+※) への意識・理解の高まり
- 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

## 男女共同参画を取り巻く社会環境の変化

### 暴力などへの問題意識

- 様々なハラスメント、DVなどに対する意識の高まり
- SNSなどを通じた告発・社会運動や被害の拡大・多様化

### 頻発する大規模災害

- 自助・共助の重要性
- 災害対策、避難生活における性別に配慮する視点の重要性
- 災害時における支援が必要な人への深刻な影響

※セクシュアルマイノリティ(性的少数者)を代表するレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クエスチョニングの5つの頭文字を取った言葉に、他の性のあり方「+ (プラスアルファ)」を付けた通称。

## 8. 基本目標の設定

基本理念の実現に向け、男女共同参画社会基本法の視点を重視し、本町の計画策定においては5つの基本目標を設定します。

### 基本目標 1 地域社会における男女共同参画の実現

地域社会の多くの場面において、男女共同参画の認識や理解が浸透していない状況が見られます。固定的性別役割分担意識や固定観念は地域社会の中に根強く残っており、政策・方針決定過程への女性の参画や地域活動での役職への参画などで低水準となっており、女性ならではの視点や活動分野を狭める要因になっています。男女が平等に尊重し対等な関係を築くうえで、DVや性暴力、ハラスメントなどの人権侵害の抑制なども含め、男女共同参画の視点に立った社会づくりが求められています。

### 基本目標 2 家庭生活における男女共同参画の実現

共働きが増える中、依然として家庭生活における家事、育児等では、男女間の負担割合に開きがあり、より多くの家事等を女性が担う傾向があります。家庭内で男女が共に協力しながら家事や育児等の分担ができるよう、男女の意識の向上、男性の家庭参加の取組が求められています。また、子育て支援、健康保持増進の支援など社会的支援体制の充実も必要とされています。

### 基本目標 3 学校教育(幼児教育)における男女共同参画の促進

男女共同参画社会の実現において、これから人権尊重を基盤とした男女が平等である意識を形成していく子どもたちへの教育は極めて重要な役割を担っています。将来を見越した働き方、暮らし方を描くキャリア教育、性に関する理解など、あらゆる学びの場に男女平等教育の充実が求められています。

### 基本目標 4 職場における男女共同参画の実現

女性の社会進出が進む中で、賃金や昇進などの男女格差や、女性や若年層を中心とした非正規雇用の解消、また家事・子育て・介護等家庭と仕事の調和、ワーク・ライフ・バランスの推進など、男女が共に働きやすい環境とともに、女性が就労の場で十分に能力が発揮できるような環境づくりが求められています。

### 基本目標 5 防災における男女共同参画の推進

地震や水害など防災及び災害時における対応について、あらゆる場・組織での女性の参画が必要とされています。避難所等、男女のニーズの違いの配慮など男女共同参画の視点を取り入れた災害時の対応など、今後の防災施策に女性の意見及び考えを反映できる体制づくりが求められています。

## 9. 計画体系

|                                             | 基本目標                             | 具体的な施策                      | 主な取り組み                                                              |
|---------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------|
| 基本理念<br>男女ともに活躍し合う笑顔続く<br>Well-being<br>なまち | 基本目標1<br>地域社会における男女共同参画の実現       | 1. 政策・方針決定過程への女性参画の推進       | ①審議会等委員及び町職員管理職への女性登用の推進<br>②女性の参画・登用に関する事業者・団体等に対する働きかけ            |
|                                             |                                  | 2. 男女共同参画社会に関する普及・啓発        | ①男女共同参画に関する普及・啓発<br>②町職員等の男女共同参画に関する理解の推進<br>③人権及び男女共同参画に関する相談窓口の周知 |
|                                             |                                  | 3. あらゆるハラスメントの根絶            | ①ハラスメントの根絶及び発生防止の意識啓発<br>②虐待などの被害者等からの相談対応及び関係機関との連携強化              |
|                                             |                                  | 4. 地域活動における男女共同参画の促進        | ①地域活動への男女共同参画の促進と支援                                                 |
|                                             | 基本目標2<br>家庭生活における男女共同参画の実現       | 1. 共に築く家庭生活のための意識啓発         | ①互いに支え合う家庭生活に関する意識啓発                                                |
|                                             |                                  | 2. 育児及び介護に関する社会的支援の充実       | ①多様な子育て支援の充実及び支援体制の整備<br>②介護を地域で支える制度及び相談・支援体制の整備                   |
|                                             |                                  | 3. 生涯を通じた心身の充実              | ①ライフステージに応じた健康の保持・増進の支援<br>②妊娠・出産期における母子の健康の確保・支援                   |
|                                             |                                  |                             |                                                                     |
|                                             | 基本計画3<br>学校教育（幼児教育）における男女共同参画の促進 | 1. 男女共同参画教育の理解・促進           | ①人権及び男女共同参画に関する意識の醸成に配慮した学習の推進<br>②保育士及び教職員、保護者等への男女共同参画に関する理解の促進   |
|                                             |                                  | 2. キャリア教育の推進                | ①キャリア形成のための支援                                                       |
|                                             |                                  | 3. 心と体の健康づくりへの教育支援          | ①心身の健康を保つ学校保健の充実                                                    |
|                                             | 基本目標4<br>職場における男女共同参画の実現         | 1. 職場における女性参画の促進            | ①ポジティブ・アクション(女性の参画を促進する取組)の普及・啓発                                    |
|                                             |                                  | 2. ワーク・ライフ・バランスの推進          | ①仕事と生活の調和及び働き方の見直しに関する意識啓発<br>②育児・介護休業制度の普及・啓発                      |
|                                             |                                  | 3. 農林業、自営業における女性の経営参画の促進    | ①女性の経営参画を促進するための意識啓発<br>②家族経営協定の普及・促進                               |
|                                             | 基本目標5<br>防災における男女共同参画の推進         | 1. 防災に関するあらゆる分野への多様な人材の参画推進 | ①防災会議等へ女性登用の推進<br>②防災関係団体との連携及び取組強化                                 |
|                                             |                                  | 2. 地域防災関係活動への女性人材参画の促進      | ①女性の視点を取り入れた防災の推進                                                   |